

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	公共交通利用促進事業	①物価高騰による交通事業者への影響を緩和し、地域に不可欠な交通手段を確保するとともに、家計への影響を受けた世帯を含む市民の公共交通利用の習慣化による利用促進を図るため、米子駅発着のバス路線の運賃無料デーを実施する。 ②バス事業者への負担金(無料とした運賃収入相当分)、広報費用 ③負担金:800千円×9回=7,200千円 チラシ・ポスター制作委託:300千円、新聞折り込み(1回):200千円 ④事業対象者:対象路線を利用する全ての人 負担金交付対象事業者:市内の路線バスを運営する2事業者(日ノ丸交通株式会社、日本交通株式会社)	R7.4	R8.3
2	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	エネルギー・原材料価格高騰対策資金利子補助事業	①為替相場の急激な変動等により物価高騰の影響を受けた事業者が、鳥取県地域経済変動対策資金(経済変動事象「令和7年度為替相場の急激な変動」)の融資を受けた場合、鳥取県と協調し、対象融資に係る利子負担額(利率1.5%)を補助する。 ②補助金4,200千円 ③利子負担見込額12,600千円×市負担率1/3 ※その他(C):12,600千円×県負担率1/3 ④鳥取県地域経済変動対策資金(経済変動事象「令和7年度為替相場の急激な変動」)の融資を受けた事業者。	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費物価高騰対策支援事業	①物価高騰の影響により、給食費(食材等の購入に係る経費)が、保護者等から徴収する額では不足するため、不足する額を支援することで、学校給食の保護者負担を増やすことなく、栄養バランス及び提供量等を保った給食を提供する。 ②保護者等から徴収する額では不足する食材等の購入に係る経費(教職員は除く) ③保護者等から徴収する額との不足額(一食・児童)@35円×1,419,098食=49,668,430円 +保護者等から徴収する額との不足額(一食・生徒)@37円×642,959食=23,789,483円 -(他補助に係る対象外経費)16,316,329円 ④一般財団法人米子市学校給食会、保護者等	R7.4	R8.3
4	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	物価高騰に伴う生活支援事業	①物価高騰による家計への影響が大きい世帯に対し家計負担軽減のため経済的助成を行う。 ②扶助費及び事務費 ③扶助費:3,500世帯×15,000円 事務費:961,100円(役務費+需用費) ※その他 扶助費:3,500世帯×15,000円のうち1/2は県補助 ④生活保護、児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当のいずれかを受給している者	R7.7	R7.10